

村上ブランド育成拡大支援事業実施要領

- 1 趣 旨 「村上ブランド育成拡大支援事業」の実施にあたっては、「村上市補助金等交付規則」「村上市農業振興事業補助金交付要綱」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 2 実施方法及び実施基準 下記事業については、生産調整の実施者の構成する団体等へ予算の範囲内で補助金を交付する。
 各取組者は、村上市農業再生協議会に対し、8月末までに申請書および事業計画書を提出する。
 各取組者は、村上市農業再生協議会に対し、翌年2月末までに実績報告書(販売の確認できる書類を添付のこと)を提出する。
 村上市農業再生協議会は、各取組者の実績報告書を取りまとめ、市に請求し、各取組者へ交付する。
 申請年度は、作物を作付け(定植)した年度とする。ただし、作付状況が確認できない等やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 作付面積については、延べ面積とする。

事業種目	事業目的	実施区域	実施主体	補助対象	補助率	交付要件
村上ブランド育成拡大支援事業	有力園芸品目について、農地における作付面積拡大に対する支援を行い、「村上ブランド」として育成し、競争力の強化等を図る。	市内全域	村上市農業再生協議会 (販売を目的として生産拡大を行う市内の農業者・法人・集落営農等)	ねぎ	@50千円/10a	1 対象作物の作付面積合計を前年産よりも1a以上拡大していること。 ※前年産の面積については、基本的に自己申告によるが、農協のデータ等と突合し確認する。
						2 「事業計画書」には、今後の販売計画を明記すること。
				エダマメ		3 交付額は、現地確認により決定するものであること。 ※作付面積(拡大分)に対して単価を乗じる。
						※申請ほ場については、台帳を作成し、面積を管理する。
				トマト		
				こんにやく芋		